

第 19 回教育委員会

令和 4 年 12 月 13 日
午 後 3 時 30 分
市会第 6 委員会室

案 件

議案第111号

木川小学校・西中島小学校・木川南小学校の学校再編整備計画
の策定について

木川小学校・西中島小学校・木川南小学校の学校再編整備計画の策定について

大阪市立学校活性化条例第 16 条第 4 項及び第 5 項、並びに大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則第 4 条及び第 5 条に基づき、木川小学校・西中島小学校・木川南小学校の学校再編整備計画案を提出する。

木川小学校・西中島小学校・木川南小学校 学校再編整備計画(案)

教育環境の確保及び教育活動の充実を目的とした学校配置の適正化を推進するため、次のとおり木川小学校・西中島小学校・木川南小学校における学校再編整備計画を策定する。

記

1 学校再編整備の対象校

- ・木川小学校
- ・西中島小学校
- ・木川南小学校

2 学校適正配置の手法

- ・木川小学校に西中島小学校と木川南小学校を統合

3 活用する学校施設及び改修等の計画

- ・木川小学校の校地(大阪市淀川区木川東3丁目)
- ・校舎等の増築及び既存施設を活用(改修等を含む)

4 学校適正配置の時期

- ・令和 10 年4月 (木川小学校の施設整備を完了後)

5 学校再編整備後の通学路と安全対策

- ・通学路(案)については別紙のとおり
- ・通学路において児童が安全・安心に登下校できるよう、警察や道路管理者とも連携し、道路標示などの安全対策を実施する。

6 当該学校の児童数の推移・見込み

(1) 木川小学校について

木川小学校では、適正規模である 12～24 学級の編制であり、今後も同様の状況が続くものの、少子化傾向に起因して児童数は減少傾向となることが見込まれる。

(木川小学校の児童数・学校数推計)

年度	児童数	学級数	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
令和4年度	437 人	13 学級	67 人	74 人	69 人	77 人	94 人	56 人
令和5年度	441 人	14 学級	65 人	66 人	73 人	68 人	76 人	93 人
令和6年度	425 人	14 学級	82 人	64 人	65 人	72 人	67 人	75 人
令和7年度	412 人	14 学級	67 人	81 人	63 人	64 人	71 人	66 人
令和8年度	396 人	13 学級	55 人	66 人	80 人	62 人	63 人	70 人
令和9年度	377 人	13 学級	55 人	55 人	65 人	79 人	61 人	62 人
令和10年度	377 人	13 学級	66 人	55 人	54 人	64 人	78 人	60 人

(2) 西中島小学校について

西中島小学校では、標準学級(12 学級以上)を下回った学級編制であり、さらに令和2年度からは複式学級が発生している。今後も少子化傾向に起因して児童数の大幅な増加が見込めないことから、さらなる小規模化が進むことが想定される。

(西中島小学校の児童数・学校数推計)

年度	児童数	学級数	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
令和4年度	54 人	4 学級	6 人	12 人	7 人	5 人	12 人	12 人
令和5年度	63 人	4 学級	21 人	6 人	12 人	7 人	5 人	12 人
令和6年度	61 人	4 学級	10 人	21 人	6 人	12 人	7 人	5 人
令和7年度	67 人	5 学級	11 人	10 人	21 人	6 人	12 人	7 人
令和8年度	71 人	5 学級	11 人	11 人	10 人	21 人	6 人	12 人
令和9年度	68 人	6 学級	9 人	11 人	11 人	10 人	21 人	6 人
令和10年度	77 人	6 学級	16 人	9 人	11 人	11 人	10 人	20 人

(3) 木川南小学校について

木川南小学校では、標準学級(12 学級以上)を下回った学級編制であり、今後も少子化傾向に起因して児童数は減少傾向となることが見込まれる。

(木川南小学校の児童数・学校数推計)

年度	児童数	学級数	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
令和4年度	129 人	6 学級	18 人	24 人	21 人	19 人	22 人	25 人
令和5年度	120 人	6 学級	16 人	18 人	24 人	21 人	19 人	22 人
令和6年度	120 人	6 学級	22 人	16 人	18 人	24 人	21 人	19 人
令和7年度	113 人	6 学級	12 人	22 人	16 人	18 人	24 人	21 人
令和8年度	102 人	6 学級	10 人	12 人	22 人	16 人	18 人	24 人
令和9年度	90 人	6 学級	12 人	10 人	12 人	22 人	16 人	18 人
令和10年度	85 人	6 学級	13 人	12 人	10 人	12 人	22 人	16 人

(4) 学校再編整備後の小学校の児童数・学級数の見込み

・学校再編整備時の令和 10 年度には、児童数 621 人の 21 学級になる見込み。

(学校再編整備後の児童数・学校数推計)

年度	児童数	学級数	1 年生	2 年生	3 年生	4 年生	5 年生	6 年生
令和 10 年度	621 人	21 学級	129 人	90 人	88 人	94 人	113 人	107 人

7 その他（統合前後の学校運営等について）

【教育方針・教育内容】

○統合を円滑に進めるため、適正配置対象校と関係校が合同行事などを通じて児童、教員の相互交流を図るとともに、教員間において、統合後の学校における教育方針や教育内容について話し合うなど、各学校間の連携を強化していくとともに、各学校においてこれまで培ってきた取組、文化等を統合後の学校に継承、発展させていく。

○学校数が3校から1校に減少することに伴い、必要となる取組みについては、統合前後の関係する学校の状況やニーズを把握したうえで、本市の制度において認められた財政的な効果額を活用して実施する。

【教員体制】

○教員定数については、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」に基づき、国から措置される基礎定数が基本となるが、適正配置対象校と関係校の体制強化や、統合後の学校については、国の統合支援加配も活用し、適切な学習指導や生活指導の充実に努めていく。

その他、個別の学校事情については、学校長よりヒアリングにおいて、実情を丁寧に聞き取り、実態に即した配置を行っていく。

【収容対策と教育環境整備】

○統合後の学校において活用する施設は現在の木川小学校を活用する。統合に伴い不足する教室及び学校運営上必要な施設を確保するために既存校舎等の増改築工事を実施する。

○増改築工事の実施においては、学校長の意向や住民説明会等での意見を踏まえ、できる限り運動場面積の確保に努める等(区内の同規模の小学校と同等)、児童の教育環境に最大限配慮した計画とする。

【新たな通学路の安全確保】

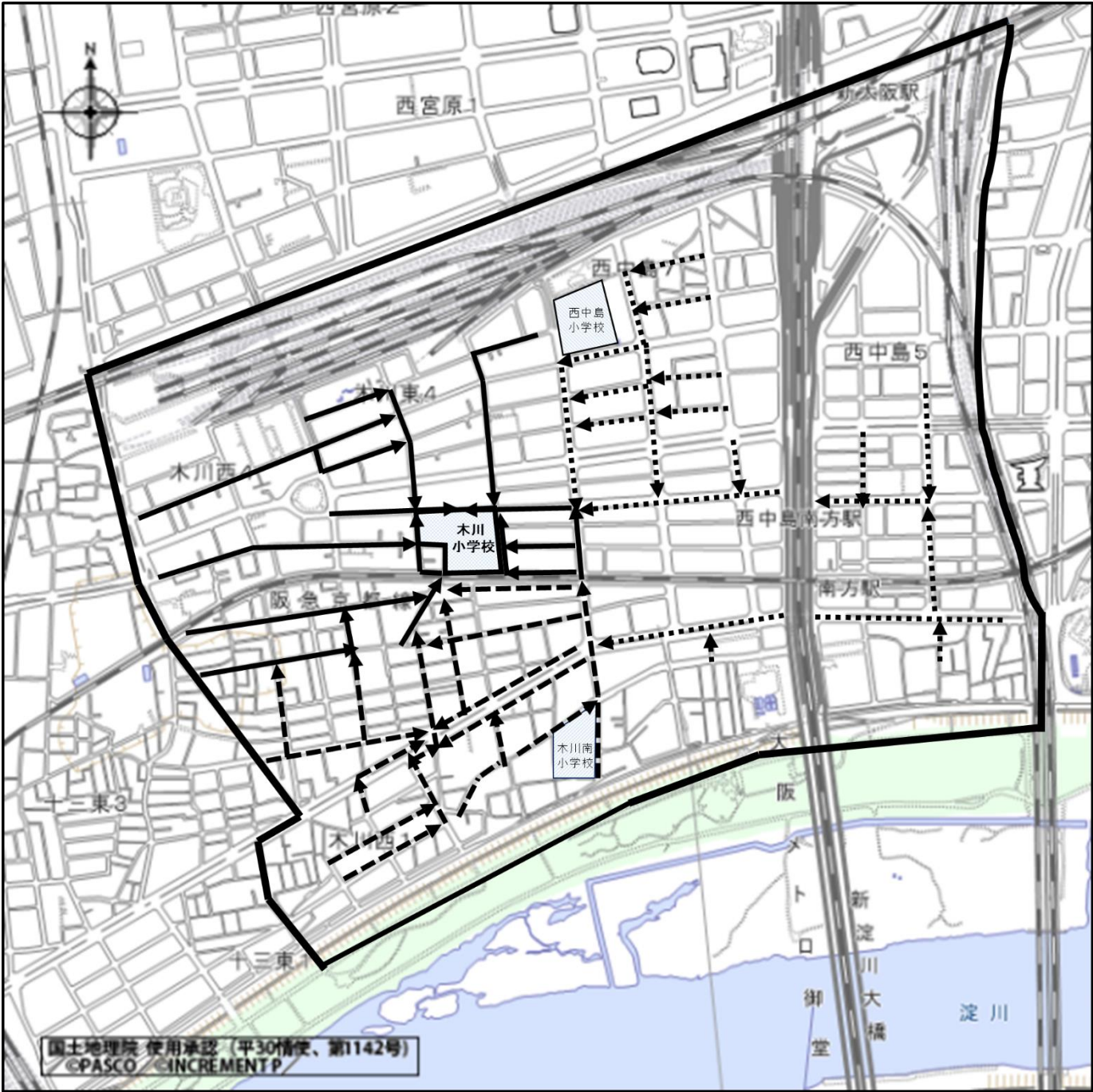
○西中島地域・木川南地域から統合先となる木川小学校への新たな通学路には、淀川通や鉄道の踏切などがあることから、児童の安全確保については、警察、道路管理者等関係先と十分な協議が必要となる。登下校時など、地域・保護者の協力により行われている安全確保策のあり方も含め、「学校適正配置検討会議」において、意見等を聴取した上で、必要な対策を実施する。

【「学校適正配置検討会議」で意見聴取する事項等について】

○本計画に関すること、標準服、その他必要な事項について、様々な意見を踏まえ決定する。

○また、3校の統合に伴い生じる新たな物品(標準服等)がある場合は、教育委員会が用意し、保護者に過度な負担を与えないよう配慮する。

学校再編整備後の通学区域図



- 木川小学校・西中島小学校・木川南小学校統合後の通学区域
- 木川小学校区の通学路
- 西中島小学校区からの通学路
- - - - -→ 木川南小学校区からの通学路

※参考

●大阪市立学校活性化条例(抄)

(小学校の学級数の適正規模の確保)

第16条 教育委員会は、小学校(義務教育学校の前期課程を含む。以下同じ。)の学級数の規模を適正規模(児童の良好な教育環境の確保及び教育活動の充実を図るために望ましい小学校の学級数の規模をいう。以下同じ。)にするよう努めなければならない。

4 教育委員会は、学級数の規模が適正規模を下回る小学校であって今後も適正規模となる見込みがないと認めるもの(以下「適正配置対象校」という。)について、統合又は通学区域の変更によりその学級数の規模を適正規模にするための計画(以下「学校再編整備計画」という。)を策定しなければならない。

5 学校再編整備計画には、計画の実施時期、実施後の小学校の所在地その他教育委員会規則で定める事項を記載するものとし、その内容は、適正配置対象校の学級数の規模が適正かつ円滑に適正規模となることができるものでなければならない。

●大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則(抄)

(学校再編整備計画)

第4条 条例第16条第5項の教育委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 適正配置対象校及び適正配置関係校の学級数及び児童数の推移並びに今後の見込み
- (2) 適正配置対象校の学級数の規模を適正規模にするための方法
- (3) 学校再編整備計画実施のための学校施設の整備計画
- (4) 学校再編整備計画実施後の学校の通学路及び通学路の安全対策
- (5) その他必要な事項

(学校再編整備計画の策定)

第5条 教育委員会は、あらかじめ適正配置対象校の所在する区の区担当教育次長が作成した学校再編整備計画案をもとに、学校再編整備計画を策定する。

2 学校再編整備計画における、当該計画実施後の学校への通学距離は、原則として、2キロメートル以内とする。

3 適正配置対象校との統合の相手方となる学校又は適正配置対象校の通学区域の変更と併せて通学区域を変更する学校は、原則として、当該適正配置対象校の通学区域と共通する通学区域を有する中学校(本市が設置する学校教育法第1条に規定する中学校及び義務教育学校の後期課程をいう。)の通学区域内にあり、かつ当該適正配置対象校と通学区域が隣接している学校とする。

4 学校の統合を実施する場合の学校再編整備計画において、当該計画実施後の学校は、適正配置関係校と統合する場合にあっては、適正配置関係校の所在地に、適正配置対象校と統合する場合にあっては、統合するいずれかの適正配置対象校の所在地に設置するものとする。ただし、必要な学校施設の整備が困難な場合等、やむを得ないと認められる場合はこの限りでない。

5 第3条第1号から第5号までに区分される適正配置対象校の学校再編整備計画は、学校施設の整備計画等を勘案した最短の時期の実施となるように策定しなければならない。ただし、教育委員会が特別の事由があると認める場合はこの限りでない。

6 第3条第6号に区分される適正配置対象校の学校再編整備計画は、学級数及び児童数の推移を十分に考慮して、適切な時期に策定するものとする。